

昭和二十六年二月十三日受領
答 弁 第 六 一 号

(質問の六一)

内閣衆質第六一号

昭和二十六年二月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員梨木作次郎君提出ノ同盟引揚者に対する人権じ、ゆうりんに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員梨木作次郎君提出ノ同盟引揚者に対する人権じゆうりに関する質問に対する答弁書

一 国家地方警察石川県本部では、現地石川県情報部の依頼により、昭和二十五年十月三十日井村正巳の任意出頭を求め同日、同情報部に同人を出頭させた事実がある。

二 人権じゆうりの事実については聞いていない。

三 人権じゆうりの絶滅を期するため、政府は常に重大な関心をもつて施策の実行にあたつており、特に公務員に対しては国民の人権を尊重するよう指導訓練をしているし、もし人権じゆうりの事実のあった際は適当な措置をとる所存である。

右答弁する。